

平成27年度「秦野市子ども・子育て会議」の開催予定について

1 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条の規定により、「子ども・子育て会議」の役割として、以下の事務を処理することとされている。

- (1) 特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園等）の利用定員の設定に関する事項（法第31条第2項）
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の利用定員の設定に関する事項（法第43条第3項）
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項（法第61条第7項）
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ

画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること
上記のとおり、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定や市町村長が行う「確認」に際して必要となる利用定員の設定などにあたり、あらかじめ意見を聴くこととされている。

また、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、「地域型保育事業の認可」にあたり、意見を聴くこととされている。

2 今後の「秦野市子ども・子育て会議」の開催予定

(1) 日程

平成27年5月頃～平成28年2月頃に4回程度